高速道路株式会社の定める算定方法一覧表

中日本高速道路株式会社

収益・費用の項目	算定方法	算定方法を定める理由
7 法人税等	令和2年事業年度に	高速道路事業及びその他の事業の双方に利益
	おいては、「営業収益	が生じなかった場合に「法人税等」が賦課さ
	の比」とする。	れる際は、事業規模を適切に表す指標により
		配賦することが適当と考えられることから、
		「営業収益の比」を設定することとした。
8 法人税等調整額	令和2年事業年度に	高速道路事業及びその他の事業の双方に利益
	おいては、「営業収益	が生じなかった場合に「法人税等調整額」が
	の比」とする。	賦課される際は、事業規模を適切に表す指標
		により配賦することが適当と考えられること
		から、「営業収益の比」を設定することとし
		た。